

新宮崎県体育館管理規則の制定について

1 背景

令和 9 年度に本県で開催される第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会に向け、延岡市で整備を進めている新宮崎県体育館（以下「新体育館」という。）について、県教育委員会としては、指定管理者制度を導入し、管理運営を行うこととしている。

2 制定の理由

本規則は、新体育館の利用時間や休館日、県民等が施設を利用する場合に必要な手続（利用申込み等）や指定管理者の業務など、管理運営に必要不可欠な事項を定めるものであり、新体育館の整備に伴い、新たに定める必要がある。

3 内容

新体育館の管理運営に必要な基本的事項であり、条文の内容は下記のとおり。

※制定後全文については別紙のとおり

第 1 条	趣旨	第 13 条	使用料等の支払
第 2 条	利用の申込み	第 14 条	指定管理者の指定の申請
第 3 条	利用の許可	第 15 条	指定管理者の指定の基準
第 4 条	利用許可の制限	第 16 条	指定管理者が行う業務
第 5 条	利用者の遵守事項	第 17 条	指定管理者の管理の基準
第 6 条	利用許可の取消し等	第 18 条	利用料金の承認
第 7 条	利用許可の取消しの申出	第 19 条	利用料金の減額等
第 8 条	使用料の還付	第 20 条	協定書の締結
第 9 条	利用の制限	第 21 条	事業報告書等の提出
第 10 条	利用時間	第 22 条	原状回復
第 11 条	休館日	第 23 条	秘密の保持
第 12 条	指定管理者による管理の場合の読替	第 24 条	委任

4 施行期日

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行の日。

ただし、指定管理者に関する規定は公布の日。

○新宮崎県体育館管理規則

令和 年 月 日教育委員会規則第 号

新宮崎県体育館管理規則をここに公布する。

新宮崎県体育館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第7条において準用する公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第7条及び条例第8条の規定に基づき、新宮崎県体育館（以下「新体育館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 新体育館の施設又は設備（以下「新体育館施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、新宮崎県体育館施設等利用申込書（別記様式第1号）を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、トレーニングルームを個人が利用する場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 所長は、利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に新宮崎県体育館施設等利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に新宮崎県体育館施設等利用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の利用の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新体育館施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 新体育館を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 新宮崎県体育館施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。
- (5) その他新体育館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない

ない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 新体育館を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第6条 所長は、利用者が前条の規定に違反したときは、新体育館施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(利用許可の取消しの申出)

第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、新宮崎県体育館施設等利用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による新宮崎県体育館施設等利用許可取消申出書の提出があつたときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第5号）を所長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第9条 所長は、必要があると認めるときは、新体育館の利用を制限することができる。

(利用時間)

第10条 新体育館施設等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 新体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当た

るときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第12条 条例第4条の規定により新体育館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第2条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	宮崎県教育庁スポーツ 指導センター所長(以下 「所長」という。)	指定管理者
第3条から第7条まで及び第9条	所長	指定管理者
第10条及び第11条	所長は、必要があると認 めるときは	指定管理者は、必要があると認める ときは、あらかじめ所長の承認を得 て

(使用料等の支払)

第13条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に新体育館施設等の使用料(使用料条例第2条に規定する使用料をいう。)又は利用料金(条例第6条に規定する利用料金をいう。)を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 条例第5条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式第6号)によるものとする。

2 条例第5条第1項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第15条 条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連携が確保されること。
- (2) 緊急時における危機管理体制が確保されていること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める基準
(指定管理者が行う業務)

第16条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
- (2) 緊急時の対応に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務
(指定管理者の管理の基準)

第17条 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な新体育館の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) その他教育委員会が必要と認める基準
(利用料金の承認)

第18条 指定管理者は、利用料金について条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第7号）に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第19条 条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準
(協定書の締結)

第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指

定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項

- (2) 第17条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新体育館の管理運営の適正を期するために必要な事項
(事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 新体育館の指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類
(原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、新体育館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、新体育館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例(令和4年宮崎県条例第号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別記

様式第1号（第2条関係）

（表面）

新宮崎県体育館施設等利用申込書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
（指定管理者 代表者 様）

住 所
電 話

申込者 フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

利用中の責任者氏名

電話

法令、条例、規則等を遵守しますので、次のとおり新体育館施設等の利用を許可されるよう申し込みます。

1 利用目的	行事名			※ 使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他	
4 入場料徴収の有無	無		有	
5 利用箇所				
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分
	年 月 日	時 分	～	時 分
	年 月 日	時 分	～	時 分
	年 月 日	時 分	～	時 分
7 利用設備				円
8 利用器具及び数量				円
※9 その他追加額又は減額				円
※10 使用料(利用料金)合計額				円
入場予定人員				人
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号第 号

- 注意事項
- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 利用期日及び利用時間の欄は、準備及び撤去の時間を含めて記入してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 4 申込者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(裏面)

収 入 証 紙 貼 付 欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役員名簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日
		男・女	年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記入してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

新宮崎県体育館施設等利用許可書

文書番号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり新体育館施設等の利用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1 利用目的	行事名				使用料 (利用料金)
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ		2 その他		
4 入場料徴収の有無	無		有		
5 利用箇所					
6 利用期日及び利用時間	年 月 日	時 分	～	時 分	
	年 月 日	時 分	～	時 分	円
	年 月 日	時 分	～	時 分	
	年 月 日	時 分	～	時 分	円
	年 月 日	時 分	～	時 分	
7 利用設備					円
8 利用器具及び数量					円
9 その他追加額又は減額					円
10 使用料(利用料金)合計額					円
入場予定人員					人
受付年月日	年 月 日				

注意事項 1 施設利用の際、本許可書を係員に提示してください。

2 次の各号のいずれかに違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入館を拒否し、退去を命ずることがあります。この場合、利用者に損害が生じても県（指定管理者）は、その責任を負いません。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 体育館を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

様式第3号 (第3条関係)

新宮崎県体育館施設等利用不許可通知書

文書番号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあった新体育館施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1 利用目的					行事名				
2 利用者区分	1 一般	2 高校生	3 中学生	4 小学生					
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ				2 その他				
4 入場料徴収の有無	無				有				
5 利用箇所									
6 利用期日及び利用時間	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	
	年	月	日	時	分	～	時	分	
7 利用設備									
8 利用器具及び数量									
入場予定人員	人								
受付年月日	年	月	日						

記

許可できない理由	
----------	--

新宮崎県体育館施設等利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

利用中の責任者氏名

電話

年 月 日付け第 号で許可のあった新体育館施設等の利用を中止したいので、新宮崎
県体育館管理規則第7条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする 理 由	
備 考	

添付書類

新宮崎県体育館施設等利用許可書の写し

使用料還付請求書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所
申請者 電話
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で許可のあつた新体育館の施設の使用料の還付を受けたいので、新宮崎
県体育館管理規則第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由			
既納の使用料	納付日	年 月 日	
	納付額		円
還付請求額			円
備 考			

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付したことを証する書面

口座振込申出書		
	振込先金融機関名	銀行 支店
振 込 口 座	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第6号（第14条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

新宮崎県体育館の指定管理者の指定を受けたいので、教育関係の公の施設に関する条例第5条第1項の規定により申請します。

（添付書類）

利用料金承認申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

指定管理者 所在地
名称
代表者氏名

新宮崎県体育館の利用料金を定めたいので、教育関係の公の施設に関する条例第6条第3項の規定により承認を申請します。

申請する利用料金	区 分	
	単 位	
	金 額	
	備 考	